



福岡市開発行為の許可等に関する条例第9条第2項に基づく区域等を次のように指定する。
1指定する区域 別図に示す、福岡市西区大字西浦653番ほか424筆
2指定する建築物 (1) 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅
(2) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に規定する店舗等
(3) 共同住宅又は長屋(延べ面積が300平方メートル以下であって、各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。)

別 図
(区域指定の区域図)

境 界 説 明 表	
区 分	説 明
1～2	見通し界(2～3延長)
2～3	地番界
3～4	見通し界(2～3延長)
4～5	道路中心
5～6	見通し界(6～7延長)
6～7	地番界
7～8	見通し界(6～7延長)
8～9	道路中心
9～10	見通し界(10～11延長)
10～11	地番界
11～12	見通し界
12～13	地番界
13～14	道路端
14～15	地番界
15～16	道路端
16～17	地番界
17～18	見通し界(16～17延長)
18～19	道路端
19～20	地番界
20～21	見通し界
21～22	地番界
22～23	見通し界
23～24	地番界
24～25	見通し界(23～24延長)
25～26	道路中心
26～27	見通し界(23～24延長)
27～28	地番界
28～29	見通し界(27～28延長)
29～30	道路中心
30～31	見通し界(31～32延長)
31～32	地番界
32～33	見通し界(31～32延長)
33～34	道路中心
34～35	見通し界(35～36延長)
35～36	地番界
36～37	見通し界
37～38	地番界
38～39	見通し界(37～38延長)
39～40	道路中心
40～41	見通し界(41～42延長)
41～42	地番界
42～43	見通し界
43～44	地番界
44～45	見通し界(43～44延長)

境 界 説 明 表	
区 分	説 明
45～46	道路中心
46～47	見通し界(47～48延長)
47～48	地番界
48～49	見通し界(47～48延長)
49～50	道路中心
50～51	見通し界(51～52延長)
51～52	地番界
52～53	見通し界(51～52延長)
53～54	道路中心
54～55	見通し界(55～56延長)
55～56	地番界
56～57	道路端
57～58	道路中心
58～59	見通し界(59～60延長)
59～60	地番界
60～61	道路端
61～62	地番界
62～63	見通し界
63～64	地番界
64～65	見通し界(63～64延長)
65～66	道路中心
66～67	見通し界(67～68延長)
67～68	地番界
68～69	見通し界(67～68延長)
69～70	道路端
70～71	地番界
71～72	道路端
72～73	地番界
73～74	見通し界(72～73延長)
74～75	道路中心
75～76	見通し界(76～77延長)
76～77	地番界
77～78	見通し界(76～77延長)
78～79	道路中心
79～80	見通し界(80～81延長)
80～81	地番界
81～82	見通し界(80～81延長)
82～83	道路中心
83～84	道路端
84～85	地番界
85～86	見通し界(84～85延長)
86～1	道路中心

